

迫る！法定雇用率2.7%時代。
企業が今すべき対応をご紹介します！

障がい者雇用準備 セミナー

オンライン
(Zoom)
開催

令和8年7月より法定雇用率が2.7%に引き上げられます。三重労働局等から障がい者雇用制度の改正や助成金等についてご紹介します。

令和8年

日時

2月24日(火)
13:30~15:30

参加
方法

オンライン
Zoomウェビナーで開催

申込

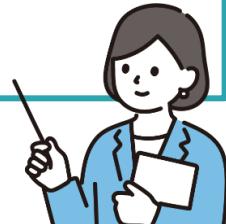
二次元バーコードもしくは
裏面の参加申込書から、
お申込みください。

申込期限:2月18日(水)
参加無料



こんな方におすすめ

- ・最新の障がい者雇用制度について知りたい方
- ・障がい者雇用に関して、どんな助成金があるのか知りたい方
- ・視覚障がい者の雇用課題や事例について知りたい方



第1部 障がい者雇用制度の概要と納付金・助成金

- ・障がい者雇用の県内状況と障害者雇用促進法（三重労働局）
- ・障害者雇用納付金と助成金 ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部)

第2部 障がい者の採用に向けた取組

- ・障がい者のための企業説明会 (Man to Man Animo 株式会社)

第3部 視覚障がい者雇用の課題を乗り越えるために

—支援事例から考える企業の役割—

(認定NPO法人視覚障害者の就労を支援する会 (タートル))

●共催 三重県、三重労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部

●お問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

障害者の法定雇用率引上げについて

- POINT1 令和6年4月から障害者の法定雇用率が2.5%に引き上げされました。
- POINT2 令和7年4月から、除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。
- POINT3 令和8年7月から障害者の法定雇用率が2.7%に引き上げられます。
- 詳細は三重労働局HPをご確認ください→ 

障害者雇用納付金制度と助成金

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主に納付金を納めていただき、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金等の支給金及び各種助成金を支給しています。

障がい者のための企業説明会

県では、令和7年9月、10月に障がい者のための企業説明会を県内3か所（四日市、津、伊勢）で実施し、162名が参加しました。今回のセミナーでは、企業説明会の様子や効果などをご紹介します。

企業説明会は、令和8年度も開催を予定していますので、ぜひ参加をご検討ください。



認定NPO法人視覚障害者の就労を支援する会（タートル）とは？

視覚障がいが進行し職場で苦境に立たされた数名が集まり、1995年に発足し、以来30年にわたり視覚障がい者の就労支援に特化した当事者団体として全国規模で活動を展開しています。

視覚障がい者の安定した就労の促進とその経済的自立、福祉の増進を目的に、相談及び職場定着事業、交流及び研修事業、就労啓発及び情報提供事業など視覚障がい者の就労を支援するための活動を幅広く行なっています。

お申込みからの流れ

令和8年2月19日（木）の10:00～12:00にオンライン参加のための事前接続テストを行いますので、インターネットの接続環境が不安な方はご参加ください。

①お手持ちのパソコンやスマートフォンから、二次元バーコードやURLを利用し項目を入力、または下記の事項を記入してFaxしてください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/1338495>



②受付メールが三重県から届きます。オンライン参加のZoomウェビナーアドレス、ID（事前接続用、本番用）が記載されています。



③当日はZoomウェビナーURLまたはIDよりアクセスし、PC等からご参加ください。



申込
受付

FAX 059-224-3024

三重県 雇用経済部
障がい者雇用・就労促進課障がい者雇用班 あて

会社（団体）名	
お名前	
電話番号	
メールアドレス	